

御意見の概要	御意見に対する考え方
毎々お世話になっております 通常兵器キャッチオール規制の改正に関する質問事項として下記についてご教授願います。 1. 対象品目に関して、 今回の改正で半導体製造装置、検査装置は貨物としては対象外とのことでしたが、 (1)部分品(例：半導体製造装置に組み込まれる搬送ロボット)も対象外の範囲に含まれるのでしょうか。 (2)対象品目である特定品目はHSコードで判定することによろしいのでしょうか。 (3)HSコードが特定品目に該当しない場合には用途要件、需要者要件に関係なく非該当との認識でよろしいのでしょうか。 2. 用途要件に関して、 通常兵器の開発等に用いるについて、 (1)エンドユーザーで最終的に何に用いられるか分からない場合はどのような判定になるのでしょうか。(例：半導体製造装置に用いられることが分かっているが、それ以上のことは分からない場合等) (2)知っているとは、HP等で通常兵器の開発等を行った経歴や、中国の軍工四証を取得している情報を入手したことも該当することになるのでしょうか。 3. 需要者要件に関して、 通常兵器の開発等を行った、行う予定について、 (1)新たに制定される通常兵器に関する外国ユーザーリストに掲載されている場合、該当になるとの認識で良いのでしょうか。 (2)知っているとは、HP等で通常兵器の開発等を行った経歴や、中国の軍工四証を取得している情報を入手したことも該当することになるのでしょうか。 4. 明らかなガイドラインに関して、 (1)すべての設問が明確に説明ができないと通常兵器の開発に用いられないことが明らかにならないとの認識でよろしいのでしょうか。 以上、よろしくお願いします。	1. 特定品目の確認は貨物等省令第14条の2各号記載のHSコードに基づいて行っていただくことになり、輸出貨物等が同条記載のHSコードに当たらない場合、客観要件を確認する必要はございません。部分品はHSコードで対象となっていないものは対象ではございません。 2. (1) あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール(bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)でご相談ください。 (2) 用途要件は当該取引について判断いただくため、過去に通常兵器の開発等を行った又は今後行う予定があることについては、需要者要件でご確認ください。 3. (1) 御理解の通りです（「明らかなとき」（通常兵器開発等省令第2号又は第3号）を除きます。）。 (2) あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール(bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)でご相談ください。 4. 輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項以外をご確認いただき、「明らかなとき」と判断できない場合には許可申請が必要です。
1. 通常兵器キャッチオール規制の客観要件が変更され、一般国の需要者要件が追加となった場合について、質問がございます。 以下の(a)(b)の場合については「需要者が通常兵器の開発等を行った又は行う予定と知っている」に該当するのでしょうか？ (a)需要者HPの会社紹介ページに「武器装備の研究開発および生産に関する機密資格証明書、国軍標準品質管理システム認証証明書、機密情報システム統合甲級資格を取得しています。」と記載されている。 (b)需要者のHPに取引先として「公安」「公警」（中国の警察組織）が記載されている。 2. 客観要件における「需要者」の定義および「開発等」の定義について質問がございます。 (1)「需要者」の範囲は独立した法人であり、親会社・子会社・グループ会社等の別法人は対象外と認識しております。 一方で、需要者が複数の事業部等を有する大規模な企業等で、例えば弊社の直接の取引先の事業部は民生品を担当しているが、別の事業部が兵器産業向けに部品を納入しているような場合、当該需要者は「兵器等の開発を行った又は行う予定」とされるのでしょうか？ (2)「通常兵器の開発等」には、兵器に使用される部品の納入も含まれるのでしょうか？ ご見解を頂けますようお願いいたします。	1. あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール(bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)でご相談ください。 2. (1) 需要者は法人単位が原則であり、このケースは「通常兵器の開発等を行った又は行う予定」に該当しますので、明らかなガイドラインにより通常兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合は許可申請不要となります (2) 通常兵器の製造に使用されることから通常兵器の開発等に含まれます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
以上、よろしくお願いいたします。	
輸出者としては、複雑・難関すぎて、政令が理解し難い上に意図せずに省令に引っかかる恐れがあります。規制を増やすことは、省令を武器として手柄を挙げたい関係機関が、大川原化工機事件のような冤罪をより多く発生させる構造になるのではないのでしょうか？ また、輸出規制が強化されることにより、輸出者がより消極的な選択しかしなくなることにより、国内取引へ軸足を移すことで、インフレ基調になってきた経済が、国内の長い値下げ文化によるデフレに戻る圧力になり得るのではないのでしょうか？ 輸出規制による過去の具体的な成果は何でしょうか？規制により日本の世界におけるプレゼンスは上がっていると自信をお持ちでしょうか？関係省庁の方にはぜひ海外に出て海外の関係機関と折衝いただき、世界の実情に照らし合わせた日本の位置を熟知していただき、本当に何をすべきかご検討いただけると幸いです。	規制体系については、ホームページ等を活用し、利用者の理解が深まるよう尽力して参ります。 また、２０２４年４月２４日公表の産業構造委員会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の中間報告にも示されている通り、欧米等の同盟国・同志国は、最終用途・最終需要者に着目し、通常兵器に関する補完的輸出体制を導入しています。そのため、今回の措置は、国際的な足並みに揃うものであり、我が国の競争力への影響は小さいものと認識しています。 なお、頂いた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
「産構審安保小委を踏まえた補完的輸出規制の見直しについて」（令和7年1月）の資料5ページのフロー図に関して質問です。 需要者が通常兵器の開発等を「行った又は行う予定」と知っているか、の部分に外国ユーザーリストも確認、とあります。 1. 「行った又は行う予定」を知らない、そうではない、ことに対するエビデンスは必要でしょうか？ 2. 外国ユーザーリストに掲載が無ければ特に判断のエビデンスは不要であり申請不要と判断して良いのでしょうか？ 3. 外国ユーザーリストに掲載が無くとも米国エンティティリストへ掲載がある場合は明らかガイドラインの判断必要でしょうか？（対象品が日本産品として） 4. 外国ユーザーリストに掲載が無く米国エンティティリスト掲載先へ輸出する場合、「行った又は行う予定」ではないことのエビデンスがあれば輸出可能でしょうか？（対象品が日本産品として） 以上よろしくお願いいたします。	1. 御指摘の関連資料は、意見募集の対象ではなく、意見募集の対象である補完的輸出規制の見直しに関連する政省令等の概要を説明したものです。御指摘のフロー図は「イメージ」であるため、実際の判断に当たっては政省令等をご確認ください。通常兵器開発等省令第２号又は第３号に該当する場合には、「行った又は行う予定」と知っていることになると考えます。また、輸出関連書類等は一定期間保存することを推奨しております。 2. いいえ。外国ユーザーリストは、輸出者に対して大量破壊兵器又は通常兵器の開発等の懸念が払拭されない企業の情報を提供するものです。輸出先の企業がリストに掲載されていないからといって、当該輸出が直ちにキャッチオール規制の対象外となるわけではなく、輸出しようとしている貨物等や需要者について大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとの情報を輸出者が入手した場合には、輸出許可申請が必要となります。 3. 「明らかなガイドライン」は外国ユーザーリストへの掲載の有無にかかわらず、「当該貨物の需要者が、通常兵器開発等省令に規定する通常兵器の開発等を行う又は行ったことを知ったとき」又は「当該技術を利用する者が、通常兵器開発等告示に規定する通常兵器の開発等を行う又は行ったことを知ったとき」に該当する場合に確認するものです。 4. 輸出貨物が、客観要件に該当するか否かの判断が困難な場合を含め不明な点がある場合には、安全保障貿易審査課(bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)にメールでご相談ください。
輸出令の16項(1)として特定品目として設定した場合、16項の性質上、特に90類(9027.50、9014.80など)については、多くが多量に販売される汎用品であり、輸入者やディストリビューターでストックされてから、現地の多数の一般ユーザーに販売されるのが現状です。 この場合、ひとつひとつの需要者を確認し審査することは現実不可能です。 この場合、一般輸入者であるストック業者や卸業者を審査し、通常兵器に不正使用、不正利用がなきよう卸売りや現地販売することを誓わせる誓約書や契約書などを輸入者から提出させるなどの方法で、用途および需要者要件を担保をさせればよいと思います。	ストック販売の場合で需要者が未確定の場合は、需要者に係る確認ができないので、需要者要件のチェックは、原則、不要です。 ある程度の需要者が想定される場合には、念のため、想定される需要者について、需要者要件の確認をしていただくことが望ましいと考えます。 また、貨物の輸入者（ディストリビューター）のみしか分からない場合には、懸念用途へ用いられることがないように、念のため、貨物の輸入者（ディストリビューター）につい

御意見の概要	御意見に対する考え方
現実的に不可能な手続きを強いることは、一般輸入者やディストリビューターとのビジネスの阻害になりかねません。 また汎用品となりますので、販売される相応に数量も大きく、いずれにしるリスト規制が前提にあるため、16項特定品目の決め方を、大雑把なHSコード分類だけで決定するのは、乱暴かと思います。 意見を書かせていただきましたが、失礼の段、なにとぞお許しください。	て、需要者要件の確認をしていただくことが望ましいと考えます。 なお、ストック販売の場合でも、例えば、汎用品の中には、ある特定の用途に専用で用いられる民生品もあることから、法令上、用途要件に該当することがあり得ますので、用途要件のチェックは行ってください。 リスト規制は「品目」に該当すれば（該非判定）、原則輸出許可が必要ですが、キャッチオール規制は、今般輸出令別表第一の16の項（1）に規定される品目も含め、輸出者において、客観要件（用途・需要者）該当性を確認して輸出許可の可否を判断することになります。
補完的輸出規制の見直しによって、政省令告示の複雑性が増している。 民間企業で輸出管理の経験を持った人間でも読み解くのにかなり苦勞する。 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会の中間報告において、「輸出管理に関する法体系の複雑性の解消（「わかりやすさ」の追求）」が中長期的な課題として提言されているが、この法体系の複雑性の解消の早期実現を改めてお願いしたい。	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達案を受けての、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」での“調査事項”の解釈の明確化につきまして 「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達案では、 1. 輸出者等が確認すべき事項の（6）輸出者等が「明らかなき」と判断するためのガイドライン（以下“明らかなガイドライン”）に、①用途説明、②需要者の事業内容、技術レベル、③及び④当該貨物等の設置場所又は使用場所、⑦設備や原材料の組み合わせのそれぞれに、「例えば、（中略）と推測する。」が加えられますことによりまして、客観要件の確認の際の解釈の明確化が施されますことを歓迎致します。 客観要件の確認は「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」のⅠ. 許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項での調査事項①～⑱の中でも求められております。 調査事項④、⑤、⑥、⑦、および、⑩につきましても、“明らかなガイドライン”と同様に、「例えば、（中略）と推測する。」をそれぞれ書き加えていただきますと、輸出貿易管理令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為に際しまして、当該貨物又は技術が大量破壊兵器の開発等を助長する懸念がないとの判断する際の解釈の明確化に役立つかと存じます。 ご検討の程、よろしく願いいたします。	明らかなガイドラインに対応する提出書類通達上の調査事項につきましては、明らかなガイドラインの例示もご参照ください。 いただきました御意見を踏まえ、Q&A等で調査事項に関して明確化をさせていただきます。
●意見内容 輸出後、仕向地側の輸入国税関の官吏の判断が、本邦側で判断した輸出貨物のHSコードと異なり、輸入国側でのHSコード判断に基づく、本邦補完的輸出規制での輸出許可申請対象であることが解った場合の、本邦輸出者として必要な対応を指示、指南して頂く文書等を用意して頂きたい。 ●理由 輸出地側で認識する輸出貨物のHSコードと、輸入国税関が判断するHSコードが異なること十分に発生し得る事象。 本邦側の輸出者としては、輸出をしようとする時点で判断するHSコードを用いれば良いと認識する。しかしながら、輸出者によっては、仕向地側での判断（HSコード判断）により、本邦側での非違行為（＝補完的輸出規制での輸出許可申請不履行）に該当する可能性への不安を感じるケースも想定でき、それへの対応を整備しておいた方が良いと考えるもの。	HSコードは輸出者においてご判断ください。輸入国側でのHSコード判断に基づく、16の項（1）に当たる場合であっても、客観要件に該当しない場合には、補完的輸出規制における無許可輸出には該当しないものと考えます。
・意見内容 注2）上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が外国ユーザーリスト（令和5年12月6日付け20231113貿局第2号）に掲載されている場合を含む。 現在は：令和7年1月31日であるが、今後更新される 明らかなガイドライン①と④ ①（例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しない場合には、<u>明確な説明はないもの</u>と推定する。 ④ 例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しない場合には、<u>用途に疑わしい点があるとの情報を有しているもの</u>と	御指摘を踏まえ、公布日時点での最新の外国ユーザーリストを記載しました。 なお、本改正の施行前に外国ユーザーリストを新たに公開いたします。 また、その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます

御意見の概要	御意見に対する考え方								
推定する。 ①又は④どちらかで一方で良いのでは無いでしょうか？ 理由 ・ただし、この運用が開始されると同時に外国ユーザーリストの改正も必要で、更に最新のリストになるのか不明であるが、考慮願います。他の法令の同じ引用があるので、同じように対処願います。 ・『当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しない場合』は内容が重複しているため									
意見内容 （６）輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン 明らかガイドライン⑩ は、以下の２つの理由から⑩ー１と⑩ー２に分離すべきである。 ⑩ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、<u>次のいずれにも該当しないこと。</u> イ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）<u>が一致しないこと。</u> ロ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」とであり、輸出する貨物等の種別が輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物等がに一致しないこと。 に該当する場合には、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がないこと。 理由 その１：『が一致しないこと。』∩『次のいずれにも該当しないこと。』の２重否定であれば、肯定になる。よって、肯定と否定の組み合わせにすること。 その２： 明らかガイドラインの各項目（①から⑩は、独立であり、すべて” はい” で、いずれかが１つでも” いいえ” であれば、明らかでない判断する。 ⑩ロは、上記ルールを無視して、他の項目（⑩を除く）とandの関係を判断することになっている。⑩イは、独立のルールを遵守しており、意味が異なるイとロを⑩にまとめることは理解し難い。	ご指摘を踏まえ、二重否定の表現部分を修正いたしました。 また、「通常兵器区分」の外国ユーザーリストは、通常兵器との関連性が指摘されている等、その懸念が払拭されない企業・組織についての情報を提供するものです。⑩のロ（パブコメ時のもの）はかかる懸念が払拭される場合を想定しており、懸念が払拭される場合を明確化するための修正を行いました。 かかる明確化により、⑩のロは、独立の項目として確認するものとしてご理解いただけるものと考えます。								
・意見内容 （６）包括許可要領の別表3、別表４（右表参照） 利用されるおそれがある場合とその他軍事用途が交わる欄は、” ／” であった。 大量破壊兵器開発等省令と同じ、需要者要件（外国UL）が通常兵器開発省令に追加されたのであれば、 <table><tr><td>その他の軍 需用途</td><td>通常兵器おそれ省 令・告示</td></tr><tr><td>報告 失効</td><td>1号:用途要件</td></tr><tr><td>？</td><td>インフォーム</td></tr><tr><td>MT24-58 (1)</td><td>2, 3号:外国UL</td></tr></table> 別表3、別表４にも『失効、届出、報告』のいずれかの制限を設定し、包括許可の適用を管理にする必要があるのではないしょうか？、 ・理由 包括許可要領と別表３，４の用いられる場合、用いられるおそれがある場合、用いられる疑いがある場合と大量破壊兵器開発おそれ省令・告示との関係を示す下記表の理解に間違いがあれば、本意見は削除願います。 大量破壊兵器開発等省令と同じ、需要者要件（外国UL）が通常兵器開発省令に追加されたのであれば、同じように規制内容の構成する理解がしやすい。	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示	報告 失効	1号:用途要件	？	インフォーム	MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示								
報告 失効	1号:用途要件								
？	インフォーム								
MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL								

御意見の概要					御意見に対する考え方																																			
用途・需要者に関する包括許可適用条件 別表3又は4 失効* :インフォームのみ 一般国**:別表3の2を含まない <table><tr><th>用途</th><th>仕向地 (提供地)</th><th>核兵器等の 開発等</th><th>大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示</th><th>その他の軍 需用途</th><th>通常兵器おそれ省 令・告示</th></tr><tr><td rowspan="2">用いられる場 合</td><td>別表第3</td><td>失効</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td><td>報告</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>失効</td><td>失効</td></tr><tr><td rowspan="2">用いられるお それがる場合</td><td>別表第3</td><td>失効*</td><td>インフォーム</td><td>----</td><td>インフォーム</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>失効</td><td>1号:別表行為 2, 3号:外国UL</td><td>MT24-58 (1)</td><td>2, 3号:外国UL</td></tr><tr><td rowspan="2">用いられる疑 いがある場合</td><td>別表第3</td><td rowspan="2">届出</td><td rowspan="2">旧Know通達 第三者から知った</td><td>報告</td><td>?</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>届出</td><td>MT24-58(2)</td></tr></table> 2)「用いられる(利用される)場合」とは、輸出される貨物(提供される技術)が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる(利用される)こととなる旨、＜省略＞ 3)「用いられる(利用される)おそれがある場合」とは、上記2)以外の場合であって、＜省略＞核兵器等の開発等のために用いられる(利用される)おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)「用いられる(利用される)疑いがある場合」とは、上記3)以外の場合であって、＜省略＞					用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示	用いられる場 合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件	一般国**	失効	失効	用いられるお それがる場合	別表第3	失効*	インフォーム	----	インフォーム	一般国**	失効	1号:別表行為 2, 3号:外国UL	MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL	用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達 第三者から知った	報告	?	一般国**	届出	MT24-58(2)	
用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示																																			
用いられる場 合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件																																			
	一般国**	失効		失効																																				
用いられるお それがる場合	別表第3	失効*	インフォーム	----	インフォーム																																			
	一般国**	失効	1号:別表行為 2, 3号:外国UL	MT24-58 (1)	2, 3号:外国UL																																			
用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達 第三者から知った	報告	?																																			
	一般国**			届出	MT24-58(2)																																			
5. 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合の取扱い 以下に掲げるとおり、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令中別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合には、速やかに、別記 2 に掲げる記載要領に従い、様式 3 に定める様式（2 通）により、その旨を安全保障貿易審査課に報告すること。 なお、報告の内容によっては、輸出令第 4 条第 1 項第三号ロ、二又は貿易外省令第 9 条第 2 項第七号ロ、二の規定に基づく経済産業大臣からの通知をすることがある。 ① 輸出令別表第 1 の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出(同令第 4 条第 1 項第一号及び第二号のいずれにも該当せず、かつ、同項第三号イ、ロ、ハ及び二に該当しないものに限る。)をしようとする者は、その貨物が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために用いられること又は通常兵器等の開発等となることを、輸入者、需要者及びこれらの代理人以外の者からの情報により知った場合 ② 為令別表の16の項の中欄に＜省略＞ ①の役務版					いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。																																			
意見：上記の赤字部分 ・理由 包括許可要領と別表 3， 4 の用いられる疑いがある場合と大量破壊兵器開発おそれ省令・告示との関係を示す下記表の理解に間違いがあれば、本意見は削除願います。 通常兵器開発省令に2号、3号に需要者要件を追加したのであれば、補完規制通達の上記『5. 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った 場合の取扱い 』に『通常兵器の開発途等を知った場合』を追加する必要は無いのでしょうか？大量破壊兵器開発等省令と同じ、需要者要件（外国UL）が通常兵器開発省令に追加されたのであれば、同じように規制内容の構成する理解がしやすい。																																								

御意見の概要	御意見に対する考え方																																			
用途・需要者に関する包括許可適用条件 別表3又は4 失効* :インフォームのみ 一般国**:別表3の2を含まない <table><tr><th>用途</th><th>仕向地 (提供地)</th><th>核兵器等の 開発等</th><th>大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示</th><th>その他の軍 需用途</th><th>通常兵器おそれ省 令・告示</th></tr><tr><td rowspan="2">用いられる場 合</td><td>別表第3</td><td>失効</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td><td>報告</td><td rowspan="2">1号:用途要件</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>失効</td><td>失効</td></tr><tr><td rowspan="3">用いられるお それがある場合</td><td>別表第3</td><td>失効*</td><td>インフォーム</td><td rowspan="3">MT24-58 (1)</td><td>インフォーム</td></tr><tr><td rowspan="2">一般国**</td><td rowspan="2">失効</td><td>1号:別表行為</td><td rowspan="2">2, 3号:外国UL</td></tr><tr><td>2, 3号:外国UL</td></tr><tr><td rowspan="2">用いられる疑 いがある場合</td><td>別表第3</td><td rowspan="2">届出</td><td>旧Know通達 第三者から知った</td><td>報告</td><td>?</td></tr><tr><td>一般国**</td><td>届出</td><td>MT24-58(2)</td></tr></table> 2)「用いられる(利用される)場合」とは、輸出される貨物(提供される技術)が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる(利用される)こととなる旨、＜省略＞ 3)「用いられる(利用される)おそれがある場合」とは、<u>上記2)以外の場合であって</u>、＜省略＞核兵器等の開発等のために用いられる(利用される)おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。 4)「用いられる(利用される)疑いがある場合」とは、<u>上記3)以外の場合であって</u>、＜省略＞	用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示	用いられる場 合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件	一般国**	失効	失効	用いられるお それがある場合	別表第3	失効*	インフォーム	MT24-58 (1)	インフォーム	一般国**	失効	1号:別表行為	2, 3号:外国UL	2, 3号:外国UL	用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達 第三者から知った	報告	?	一般国**	届出	MT24-58(2)	
用途	仕向地 (提供地)	核兵器等の 開発等	大量破壊兵器開発 おそれ省令・告示	その他の軍 需用途	通常兵器おそれ省 令・告示																															
用いられる場 合	別表第3	失効	1号:用途要件	報告	1号:用途要件																															
	一般国**	失効		失効																																
用いられるお それがある場合	別表第3	失効*	インフォーム	MT24-58 (1)	インフォーム																															
	一般国**	失効	1号:別表行為		2, 3号:外国UL																															
			2, 3号:外国UL																																	
用いられる疑 いがある場合	別表第3	届出	旧Know通達 第三者から知った	報告	?																															
	一般国**		届出	MT24-58(2)																																
4 特別一般包括許可の範囲 (1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 ④ 次の<u>いずれか</u>に該当するもの ⇒④ 次の<u>イ、ロ</u>に該当するもの イ 輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物の輸出（＜省略＞ 1) <u>ハに掲げる地域を仕向地とし</u>、当該地域の軍若しくは軍関係機関 若しくはこれらに類する機関＜省略＞ 2) 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可＜省略＞ ロ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる技術＜省略＞ 1) <u>ハに掲げる地域</u>において提供することを目的とする取引＜省略＞ 2) 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可又は外 為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可＜省略＞ ハ <u>イ1)又はロ1)の対象地域</u> インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、 マレーシア ・理由 ハは、イ又はロの条件である。よって、『④ 次の<u>いずれかに</u>該当するもの』に含まれない。 ※この特別一般包括の許可範囲は、以下のような貨物包括マトリクスで、示していただきたい。 <table><tr><th>輸出令別表第一項番</th><th>い地域①</th><th>と地域①</th><th>ち地域</th><th>ぬ地域</th></tr><tr><td>輸出令別表第一の16の項(1)の中欄に掲げる貨物 あつて、貨物等省令第14条の2に該当するもの</td><td>特別一般</td><td>’－</td><td>’－</td><td>特別一般</td></tr><tr><td>輸出令別表第一の16の項(2)までに掲げる貨物</td><td></td><td></td><td>’－</td><td></td></tr></table>	輸出令別表第一項番	い地域①	と地域①	ち地域	ぬ地域	輸出令別表第一の16の項(1)の中欄に掲げる貨物 あつて、貨物等省令第14条の2に該当するもの	特別一般	’－	’－	特別一般	輸出令別表第一の16の項(2)までに掲げる貨物			’－		御指摘のとおり修正します。 なお、マトリクスの扱いについては、今後の参考とさせていただきます。																				
輸出令別表第一項番	い地域①	と地域①	ち地域	ぬ地域																																
輸出令別表第一の16の項(1)の中欄に掲げる貨物 あつて、貨物等省令第14条の2に該当するもの	特別一般	’－	’－	特別一般																																
輸出令別表第一の16の項(2)までに掲げる貨物			’－																																	
4 特別一般包括許可の範囲 (2) 特別一般包括役務取引許可 ③ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術を提供することを 目的とする取引（貿易外省令第9条第2項第7号ハに該当するものに限る。）のうち、<u>次のいずれかに該当するもの。</u> ⇒<u>次の1)又は2)に該当するもの</u>。ただし、外国ユーザーリストに掲載されている者が技術を利用する者である取引又は貿易外省令第9条第2項第7号イ、ロ又はニに該当するものを除く。 1) <u>3)に掲げる対象地域</u>において提供することを目的とする取引又は 当該対象地域の非居住者に提供することを目的とする取引	御指摘のとおり修正します。																																			

御意見の概要				御意見に対する考え方																																																	
であって、当 該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれ らのものから委託を受けた者が技術を利用する者であるもの。 2) 外為令別表の 1 の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可を受けたものと<u>同一</u>の契約により提供するもの 3) <u>1)の対象地域</u> インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、 マレーシア ・理由 3) は、 1) の条件である。よって、『④次のいずれかに該当するもの 』に含まれない。																																																					
・意見内容 外国ユーザーリストの様式が示されていない。以下のように、懸念区分をType of WMDと分けた列欄を新規に設定した様式にしていたきたい。 <table><tr><th>No.</th><th>国名、地域名 Country or Region</th><th>企業名、組織名 Company or Organization</th><th>別名 Also Known As</th><th>懸念区分 Type of WMD</th><th>懸念区分 Con. Weapon</th></tr><tr><td>469</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Institute of Technology (北京理工大学)</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>CW</td></tr><tr><td>470</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Lion Heart International Trading Company</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>471</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Luo Luo Technology Development Co., Limited. (北京罗罗科技发展有限公司)</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>472</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Starneto Technology Co., Ltd.</td><td></td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>473</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>BEIJING SHINY NIGHTS TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO., LTD. (北京闪亮之夜科技发展有限公司)</td><td></td><td>ミサイル、核 M、N</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>474</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>Beijing Tianhai Industry Co., Ltd. (北京天海工业有限公司)</td><td>・北京天海工業有限公司</td><td>ミサイル M</td><td>‘ ー</td></tr><tr><td>475</td><td>中国 People's Republic of China</td><td>AAAA University</td><td></td><td>‘ ー</td><td>CW</td></tr></table> ・理由 大量破壊兵器と通常兵器ユーザーが、両方又は別々であることを明確にしていきたい。 今回のリストの公布は、施行の1週間ではなく、3週間前に案内いただきたい。				No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD	懸念区分 Con. Weapon	469	中国 People's Republic of China	Beijing Institute of Technology (北京理工大学)		ミサイル M	CW	470	中国 People's Republic of China	Beijing Lion Heart International Trading Company		ミサイル M	‘ ー	471	中国 People's Republic of China	Beijing Luo Luo Technology Development Co., Limited. (北京罗罗科技发展有限公司)		ミサイル M	‘ ー	472	中国 People's Republic of China	Beijing Starneto Technology Co., Ltd.		ミサイル M	‘ ー	473	中国 People's Republic of China	BEIJING SHINY NIGHTS TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO., LTD. (北京闪亮之夜科技发展有限公司)		ミサイル、核 M、N	‘ ー	474	中国 People's Republic of China	Beijing Tianhai Industry Co., Ltd. (北京天海工业有限公司)	・北京天海工業有限公司	ミサイル M	‘ ー	475	中国 People's Republic of China	AAAA University		‘ ー	CW	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	
No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD	懸念区分 Con. Weapon																																																
469	中国 People's Republic of China	Beijing Institute of Technology (北京理工大学)		ミサイル M	CW																																																
470	中国 People's Republic of China	Beijing Lion Heart International Trading Company		ミサイル M	‘ ー																																																
471	中国 People's Republic of China	Beijing Luo Luo Technology Development Co., Limited. (北京罗罗科技发展有限公司)		ミサイル M	‘ ー																																																
472	中国 People's Republic of China	Beijing Starneto Technology Co., Ltd.		ミサイル M	‘ ー																																																
473	中国 People's Republic of China	BEIJING SHINY NIGHTS TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO., LTD. (北京闪亮之夜科技发展有限公司)		ミサイル、核 M、N	‘ ー																																																
474	中国 People's Republic of China	Beijing Tianhai Industry Co., Ltd. (北京天海工业有限公司)	・北京天海工業有限公司	ミサイル M	‘ ー																																																
475	中国 People's Republic of China	AAAA University		‘ ー	CW																																																
意見公募要領の「1. 意見公募の趣旨・目的・背景 > (1) 補完的輸出規制の見直し > 通常兵器補完的輸出規制の見直し」には、「安全保障上の懸念が高い品目に限定して、…」とあるが、現行案の16の項(1)の対象品目は、HSコードを規定するだけで、品目の限定が十分でない。 特に「9027.50 その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）」は、様々な機器が該当するあいまいな規制である。HSコード分類上の解釈によって輸出者が想定していなかった機器が対象品目に含まれる可能性があり、外為法違反の冤罪事件の再発につながるおそれもある。 9027.50では、より限定して具体的な規定を追加すべき。 9027.50の例を挙げると、アスリート等が自己のヘルスチェックに使用するための機器が該当する。事前教示回答事例 https://www.customs.go.jp/tetsuzuki_search/bunrui/J4/23/J42300322.htm 経産省ではこの機器を安全保障上の懸念が高い品目と考えているのか？また、何の懸念があるか参考にご教示いただきたい。 もともとHSコードは輸出規制のために作られたものではないのだから、HSコードを基準にして意図しない品目に規制をかけることになってしまったら、本末転倒である。				9 0 2 7． 5 0 は、物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）など、我が国を含む主要国が協力し、ウクライナから発見されたロシア軍の兵器に使用されていた部品等を調査・特定したCommon High Priority Itemsに記載のあるものも含まれております。 また、一般国向けの通常兵器キャッチオール規制は、輸出令別表第一の 1 6 の項（1）であっても、客観要件に該当する場合にはじめて輸出許可申請が必要となるものであるため、そのような場合には安全保障上の懸念はあるものと考えております。																																																	
関連資料 「補完的輸出規制の見直しについて」の 通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手続フローに関する質問 用途要件非該当、需要者要件該当の場合、「用いられる疑いがある場合」にあたるのでしょうか？ もし正しいとすれば、包括適用できるが届出必要となりますでしょうか？				用途要件又は需要者要件のいずれかに該当すれば、通常兵器の開発等のために用いられるおそれがある場合に当たります。 なお、包括許可要領別表3の表1・表2は輸出令別表第1の 1 6 の項（1）に掲げる貨物又は外為令別表の 1 6 の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の 1 6 の項（1）に掲げる貨物に係るものは除かれています（別表4の表1・表2は外為令別表の 1 6 の項の中欄に掲げる特定の技術であって、輸出令別表第1の 1 6 の項（1）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものを除かれています。）																																																	

御意見の概要	御意見に対する考え方
輸出令１６項の「全品目」について ・意見内容 関連資料の４ページに制度改正内容が表で整理されていますが、「対象品目」のところで「１６項（２）：全品目」と書かれているのは、正確には、「１６項（２）：特定品目以外の１６項品目」ではないかと思います。 ・理由 １６項の（１）と（２）の品目は重複しておらず、両者を合わせたものが１６項の「全品目」ということだと理解しましたが、上記の表を見て、「全品目」が何を指すのか若干混乱したためお知らせするものです。	ご理解の通りです。頂いた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
輸出令１６項（１）（特定品目）の規定ぶりについて ・意見内容 いわゆる「特定品目」を定める輸出令別表第１の１６項（１）は、「次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの」とされており、「次に掲げる貨物」は、現行の１６項のように関税定率法別表の類番号を引用せずに、具体的な貨物の種類、名称を列挙する形で定められています。 一方、これを受けた貨物等省令では、該当する貨物（特定品目）を関税定率法別表の類・項・号番号（ＨＳコード）を引用する形で定めており、政令・省令それぞれが指し示す貨物は必ずしも一致していません。結果として、輸出令１６項（１）で掲げられている貨物の種類、名称からだけでは、「特定品目」に該当する貨物の種類、名称を想起しにくい面があると思います。 ・理由 例えば改正案では、輸出令１６項（１）の１２号に「オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他電氣的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器」とあるので、これを見ると、「アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器」が「特定品目」に含まれているかのように思われますが、関税定率表別表でこれらの機器を示していると思われるＨＳコード9030.10の貨物（電離放射線の測定用又は検出用の機器）は貨物等省令１４条の２の６号には含まれておらず、結局のところ、輸出令１６項（１）の１２号にある「アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器」は「特定品目」ではないことが分かりました。政令・省令両方を併せ見なければならないことは理解しつつも、「特定品目」の規定ぶりにやや分かりにくさを感じたためお知らせするものです。	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
各種帳票について ・意見内容 今般の補完的輸出規制の見直しに対応した「用途チェックリスト」、「明らかガイドラインシート」、「需要者チェックリスト」などの各種帳票の参考例を示していただけると幸いです。 ・理由 補完的輸出規制の見直しに対応して、取引審査を的確・効率的に行うための参考にしたいと存じます。	機微技術管理ガイダンスの規程・帳票の例を今般の改正を踏まえ更新いたします。
〔御意見〕別表第一 十六(一) への質問(今回の改正に直接関係するものではない) ・意見内容 16項(1)に該当する貨物をストック販売する場合は、METI HP上Q&A「キャッチオール関連 7. ストック販売に関する質問」の考え方が適用されるという理解で間違いないでしょうか。 また、16項(1)に該当する貨物はストック販売が可能でしょうか。	ご理解の通りであり、ストック販売は可能です。
〔意見〕16項(1)の該非判定について 【意見内容】 通常兵器キャッチオール規制において新設された一般国向け輸出等の需要者要件と用途要件の対象品目が16項(1)の特定品目に限定されたことは企業の法的負担を軽減するものであり、産業界へのご配慮に深く感謝いたします。 一方で企業にとっては、輸出等する貨物等が16項(1)か(2)かの該非判定という新たな手続きが生じます。仕様に基づくリスト規制に対する該非判定と異なりHSコードを用いるため、これは企業にとって新たな負担となります。	

御意見の概要	御意見に対する考え方
しかし16項(1)か(2)かの該非判定が必要となるのは、法令上「一般国向けの輸出等において需要者要件又は用途要件が該当し、許可要否を判定する場合」等に限定されています。従い、そうした場合以外は、16項(1)か(2)かの該非判定は実施には及ばないと理解しております。 つきましては企業負担の軽減の観点から、以下の3点について改めてご配慮を賜りますと幸甚です。 (1) 「一般国向け輸出等で需要者要件又は用途要件が該当し、許可要否の判定に必要な場合」等に当たらないときに16項(1)か(2)かの該非判定は法令上必須ではないと理解しております。もし可能であれば、その旨を法令上でより明確に記載し、その旨を企業側にご指導お願いいたします。 (2) 企業が輸出者等に該非判定を告知する際は「一般国向け輸出等で需要者要件又は用途要件が該当し、許可要否の判定に必要な場合」等に当たらないときは16項(1)か(2)かの該非判定を行わずともよく、同要件に当たるときに輸出者等からの問合せに答えて16項(1)か(2)かの該非判定を告知すれば十分であることを経済産業省のガイダンス等で明確に記載し、周知をお願いいたします。 (3) 今後CISTEC内で「一般国向け輸出等で需要者要件又は用途要件が該当し、許可要否の判定に必要な場合」等に当たらないときは16項(1)か(2)かの該非判定を仕入先に求めない共通理解を確立させる動きをお見受けになられた場合、この共通理解確立に向けて、ご助言、ご支援をお願いいたします。 (4) 誤記修正 【意見内容】 貿易外省令第9条第2項第七号について、以下、下線部分の脱字の修正を希望します。 --- (略)(輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国において居住者又は輸出令別表第三に<u>掲</u>げる地域に該当する外国の非居住者(略)) ---	(1) 16の項(1)の品目はリスト規制品ではなく、16の項(1)か(2)かの確認は該非判定ではありません。 今回の制度内容等については、ホームページ等を利用し、周知して参ります。 (2) 16の項(1)の品目であるか否かの確認については、輸出者として、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるか(客観要件)を自ら判断する際に検討が必要となるものであり、16の項(1)に当たることのみをもって直ちに輸出許可申請すべきとするものではありません。 いただいた御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。 (3) いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。 (4) 御指摘を踏まえ、修正しました。
1. P.19以降「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」 ・意見内容1 P20(3)2)「・・・・これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する場合には、懸念相手先等における通常兵器の開発、製造又は使用を助長することがないよう、・・・・」の「懸念相手先等」の定義を明示してください。 ・理由 ここで述べている「懸念相手先等」とは何を指すか不明瞭なため。外国ユーザーリストに掲載の者でしょうか ・意見内容2 P23以降「(6)輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」の例示の見直しをお願いします。 ・理由 ④の例： »「例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しつながらない場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。」とありますが、最終用途に関する情報を提供しつながらない状態は①でチェックされているため、ここでのチェックは「用途は示されているが、周辺情報から疑わしい」と判断される内容を例示いただきたいです。④で確認すべきは①③の懸念はない状態においてチェックされる例であるところと思われます。 »また、「例えば」の前段の記述にある「用途に疑わしい点」とは、「何に」疑わしいかの明示が必要ではないでしょうか。「どのようなとき」に、「何の用途に対する疑いがある」とされるか。用途が民生用途と言われているが、通常兵器の開発等、大量破壊兵器開発等、軍事目的なども場合分けが必要ではないでしょうか 通常兵器用途であることが述べられている状態で軍事施設に隣接などは疑わしい要件に当たらないのではないとも思われます。(大量破壊兵器に関しての懸念とはまた別と思われます。)	「懸念相手先等」とは外国ユーザーリスト掲載者を含む需要者を指します。 明らかガイドラインについていただきました御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
⑦の例： » 「例えば・提供したがない」は合理性、整合性を判断する以前の状況です。⑦に対しては①や⑥で「用途、設備、原料が明らか」だが、「組み合わせとして合理性に欠ける」例示が必要ではないでしょうか。設備の例、原料の例、用途の例を示し、その組み合わせがどのように整合性がないかを例示いただきたいです。 ⑩⑪⑫についても例を示して頂きたいです。	
2. P. 23以降「包括許可取扱要領」について ・意見内容1 P33～34 4 特別一般包括許可の範囲 （1）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 ④イ1）、ロ1） に示される「軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関・・・これらのものから委託を受けた者」についてより具体的な定義の明示をお願いします。 ・理由 「これらのものから委託を受けた者」とは「どのようなもの」の「委託を受けた者」かが明示されていません。 委託の内容は「何かの輸送」「何かの製造」「何かの運営」「軍事活動」等、「何を」委託される者かが不明確と思われます。 また、「委託を受けた者」という状態をどのようにして確認するかも示してください。 例： » 注文書などによる受発注の形態 » 政府や軍機関による命令 » 明確な契約を軍と締結する前だが、正規軍からの依頼や発注を受けること前提とした武器製造や軍事活動に係る事業を行っている。 （そのような営業許可を得ている） など	あらゆるケースを一概に整理することは難しく、個別にご相談いただきたいと考えております。 その中で、一般化できる事例があれば、今後、Q&A等により、周知してまいります。
4. 補完的輸出規制の改正全般に伴うもの ・意見内容 1 ① 今回の改正に伴いCPの変更を要する場合は、いつまでに変更届出、CP受理票の取得を行う必要があるでしょうか？ ②経済産業省の安全保障貿易管理のWebサイトではキャッチオール規制に係る手続きフロー図や客観要件確認シートが掲載されていますが、今回の改正に伴いこれらも改正いただきたいです。	① 今回の改正により既存のC Pの変更が必要な場合は改正後の補完的輸出規制の制度が施行されるまでに行うことが望ましいですが、社内運用を制度の施行以降実施しつつ、C Pの変更の届出は、他の変更を要する際に同時に実施することも可能です。 ② 客観要件確認シート等も改正予定です。
今回新たに設定された、特定品目（輸出令16の項（1））に関する質問です。 通常兵器キャッチオール規制の客観要件に関わる手続きフローでは、まず特定品目に該当するか？を1？6に分類された各HSコードから選定することとなっています。その行為自体は、輸出国である日本側が決定するHSとして、明確に選定可能です。しかし、仕向国となる輸入国側が、輸出国である日本側のHSをそのまま受け入れるか？は、輸出側の判断ではなく、輸入側の各国判断によるものと考えます。 例えば、輸出側（日本）で”特定品目HS”と判断した品目であっても、申請不要となる客観要件の確認が出来ていれば、仮にインボイス上に印字するHSが輸入国側が採用したHSであっても、特に問題ないと考えてよろしいでしょうか。それだけで潜脱行為と見做されることを懸念しています。 特に、各種経済連携協定（EPA/FTA等）などの対象品目の場合、仕向国である輸入国側が採番したHSを記載することが考えられるため、ご教示下さい。	特定品目のH Sコードと判断した品目であっても、輸出者において、客観要件に該当しないと判断した場合には、輸出許可申請は不要です。
（1）輸出貿易管理令第4条五号について 一般国（別表3にも別表3の2にも当たらない国・地域）については、16（1）に対しても、少額特例の対象とすべきである。 （理由）現在リスト規制品の一部に対して少額特例が設定されているが、16（1）は、リスト規制品ではない以上これより機	（1） いただきました御意見は、運用状況等も踏まえつつ、今後の施策の参考とさせていただきます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
微度が低いと考えられるためである。現在、この少額特例の例外として、大量破壊兵器キャッチオール・通常兵器キャッチオールのインフォーム要件・客観要件が地域に応じて設定されているが、改正案でも一般国の場合リスト規制品には通常兵器キャッチオールの客観要件は特例の例外にはなっていない。 （２）貨物等省令第十四条の２ 四号について 第88.07号の注釈の(第88.02項又は第88.06項の物品の部分品に係るものに限る。)を ● （第8802.60号又は第88.06項の物品の部分品に係るものに限る。）に変更すべきである。 （理由）第88.02項で規制するのは8802.60号のみとしている以上、その部分品に限定すべきである。 （３）通常兵器開発省令 二号・三号について 「輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中間に掲げる貨物の開発等を、、、」の意味合いから考えると、大量破壊兵器懸念として外国ユーザーリストに掲載された需要者は、通常兵器キャッチオールの需要者要件の対象ではないと考えて良いか？ また、同様のロジックにて、通常兵器懸念として外国ユーザーリストに掲載された需要者は、大量破壊兵器キャッチオールの需要者要件の対象ではないと考えて良いか？ （４）明らかなガイドラインについて（チェック項目17ロ及び19） （4-1）通常兵器キャッチオールの視点でこれらを解釈すると 1. 仕向国が一般国向けの場合： a. 品目が16（1）の場合：明らかなガイドラインを確認して最終判断必要。（17ロを除く点で問題がなければ許可申請不要） b. 品目が16（2）の場合：通常兵器キャッチオールの用途要件・需要者要件の対象ではないので、明らかなガイドラインを確認するまでもなく）許可申請不要 2. 仕向国が別表3の2の国の場合： a. 品目が16（1）又はおそれの強い貨物例の場合：（明らかなガイドラインを確認するまでもなく）許可申請必要 b. 品目が16（2）の場合（おそれの強い貨物例を除く）：明らかなガイドラインを確認して最終判断。 となると考えるがこの理解で問題はないか？ （4-2）明らかなガイドラインが、それが成立する場合を、「チェック項目1～20（改正案の場合）が一つも該当しないこと」を判断基準とするとしていながら、17ロでは、これを除く項目1～20の該非を持ってその該非を決定する論理構成は極めて分かりづらいと考える。明らかなガイドラインが成立する判断基準とする項目を規制毎や仕向国毎に複数設定するなどして、分かりやすさを優先した構成を検討頂きたい。 （５）16（1）の該非判定 関税率表番号（輸出統計品目番号）による貨物の特定はそれなりに分かりやすいものであるが、判断が難しい場合もありうる。その場合、税関への事前問い合わせを持って最終判断として良いか？（税関に提供する情報に虚偽や錯誤がない前提）それとも経済産業省に問い合わせるべきかをご教示頂きたい。 （６）通常兵器キャッチオール規制コンプライアンスのやり方 パブコメ募集時の関連資料「補完的輸出規制の見直しについて」のスライド5「通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手続フロー」では、 ①16（1）かどうかの判定 → ② 用途要件の確認 → ③ 需要者要件の確認 → ④ 明らかなガイドラインの順での手続きフローが示されていた。 これはあくまでも一例であり、16（1）の判定の前に、用途・需要者の確認を先行して行い、必要に応じて16（1）の判定を行うというように、輸出者に合わせた順序で手続きフローを組み立てることに問題ないことをご確認頂きたい。	（２） ご指摘を踏まえ、修正いたしました。 （３） ご理解の通りです。 （４－１） 「通常兵器区分」の外国ユーザーリストは、通常兵器との関連性が指摘されている等、その懸念が払拭されない企業・組織についての情報を提供するものです。⑰のロ（パブコメ時のもの）はかかる懸念が払拭される場合を想定しており、その趣旨を明確にする修正をいたしました。 2. a. については明らかなガイドラインの⑱を確認いただいた結果、「明らかなとき」に当たらないものになると考えております。 2. b. についてはご理解の通りです。 （４－２） いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、⑰のロの趣旨を明確にする修正を行いました。 （５） リスト規制は「品目」に該当すれば（該非判定）、原則輸出許可が必要ですが、キャッチオール規制は、今般輸出令別表第一の16の項（1）に規定される品目も含め、該非判定はなく、輸出者において、客観要件（用途・需要者）該当性を確認して輸出許可の可否を判断することになります。 そのため、リスト規制が前提に立つものではなく、HSコードの確認は客観要件該当性と併せて行っていただくものであり、リスト規制における該非判定とは異なります。HSコードは、輸出者においてご判断ください。 （６） フロー図はあくまで判断の仕方の一例を簡易的に示したものにすぎません。実際の客観要件の判断は、政省令等に従い行ってください。

御意見の概要	御意見に対する考え方
〔御意見〕 技術にも「特定品目」を導入するか否かについて ・意見内容 新設される輸出令別表第一16項(1)に定められた貨物を一般国に輸出する場合、通常兵器キャッチオール規制に係る用途要件と需要要件の確認が必要になるようですが、同様の規制は技術でも導入されるかを明確にさせていただきたく存じます。 ・理由 「補完的輸出規制の見直しについて」p6の青字部分にて「当該貨物に係る設計、製造又は使用に係る「技術」も対象。」と記載がある一方、新旧対照表（政省令告示）を見ると外為令別表に16項(1)を新設する予定がなかったため。	貿易外省令9条2項7号において規定されております。 なお、16の項（1）に係る技術の提供が規制されていることはホームページ等を利用し、周知して参ります。
〔意見〕 ある貨物を輸出令別表第一16項(1)に該当するかを判定する際、関税定率法別表の『関税率表の解釈に関する通則』によりHSコードを決定することの明確化が必要と考える。 ・意見内容 ある貨物を輸出令別表第一16項(1)に該当するかを判定する際、『関税定率法別表の関税率表の解釈に関する通則』によりHSコードを決定することを明確化して頂きたい。 ・理由 輸出令別表第一16項(1)に集積回路が対象となっておりますが、集積回路は多くの装置等に搭載されるため、影響が非常に大きいと考えています。 ある貨物が16項(1)に該当するかを判定する際、まず、その貨物のHSコードを決定する必要がありますが、その際、関税定率法別表の『関税率表の解釈に関する通則』（以下、通則）の原則により、HSコードを決定することを明確にして頂きたいと考えております。 これは、輸出貿易管理令の運用について（運用通達）の1の1-1の(7)の(イ)中のただし書きの部分が16項(1)にも準用されると考えた場合、通則による決定と異なる場合が想定されるためです。 例えば、いわゆる電子工作キット（デジタル時計やライントレースロボットのような完成品の特性を明確に有しているもの）に小型のプロセッサが含まれる場合、通則2(a)を適用すると、デジタル時計やライントレースロボットとしての決定となりますが、運用通達が準用されると考えた場合、プロセッサ、即ち8542.31プロセッサ及びコントローラとしての判定も必要となるためです。 また、例えば、一般的なノートパソコンは、通則1を適用すると、8471.30携帯用の自動データ処理機械になると考えますが、近年は、内部のプロセッサが半田付けされず、ソケットで実装されるものもあるため、運用通達が準用されると考えた場合、8542.31プロセッサ及びコントローラとしての判定も必要となるかと思われます。 改正後の貨物等省令第14条の2第1項第一号には、「～関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）～」、運用通達には、「～ただし、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物～」の記載がありますが、審査の手順を考えると1～15項の判定を行った後に、16項(1)の判定を行うことになるので、誤認しやすいかと考えており、明確化をお願いする次第です。	HSコードは輸出者においてご判断ください。 いただきました御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
〔意見〕 輸出令別表第一の16項(1)の対象品目の「88.07部分品（第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）」の関税定率法別表との差異の明確化と、宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケットと、無人航空機の部分品だけとする。 ・意見内容 輸出令別表第一の16項(1)の対象品目の「88.07部分品（第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）」について、関税定率法別表では含まれている第88.01項が除かれていることを明確にし、第88.02項は、8802.11、8802.12、8802.20、8802.30並びに8802.40を除くとするか、8802.60とすること。	御指摘を踏まえ、修正いたしました。

御意見の概要	御意見に対する考え方
・理由 輸出令別表第一の16項(1)の対象品目の内、航空機、宇宙飛行体、部品として、 「8802. 60 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット」 「8806 無人航空機」 「8807 部分品（第88. 02項又は第88. 06項の物品のものに限る。）」 が挙げられておりますが、関税定率法別表では、「8807 部分品（第88. 01項、第88. 02項又は第88. 06項の物品のものに限る。）」と、第88. 01項が含まれており、誤認しやすいかと考えております。そのため、第88. 01項が除かれていることを明確にして頂きたいと存じます。 また、第88. 02項には、 「8802. 11並びに8802. 12のヘリコプター」、「8802. 20、8802. 30並びに8802. 40の飛行機その他の航空機」が含まれており、これらは、16項(1)の対象品目でないにも関わらず、部分品だけが対象となるのは矛盾があるのではないかと考えております。そのため、8802. 11、8802. 12、8802. 20、8802. 30並びに8802. 40を除くとするか、8802. 60として頂きたい。	
〔意見〕 輸出令別表第一16項(1)で集積回路が対象となっておりますが、これに対し、どの法令通達のどの条文の規制や除外が適用されるのか明確化をお願いいたします。 ・意見内容 輸出令別表第一16項(1)で集積回路が対象となっておりますが、これに対し、どの法令通達のどの条文の規制や除外が適用されるのか明確化をお願いいたします。 ・理由 輸出令別表第一16項(1)で集積回路が対象となっておりますが、貨物等省令第19条第1項第二号（リスト規制）では、集積回路の「設計又は製造に必要な技術」は規制されていますが、「使用」は規制されておりません。一方、貨物等省令第28条（キャッチオール規制）では、「使用に係る技術」も規制されております。 リスト規制で規制されていない技術が、キャッチオール規制では規制されることになり、審査で混乱が生じる恐れがあると考えております。リスト規制で規制されていない技術が、キャッチオール規制では規制されることを明文化して頂けるようお願いいたします。 また、集積回路は様々な目的に使用され、その目的に応じた回路及びその技術を内包しており、また、役務通達用語の解釈から、集積回路の実装（据付）、故障検出解析（保守、点検）などの技術が含まれ、プロセッサ及びプロセッサに制御（操作）される集積回路では、そのプログラムも含まれるものと考えられることができるかと思えます。 非常に広範囲な規制となるため、これも審査で混乱が生じる恐れがあるかと考えており、規制に係る例を数例、明示して頂けるようお願いいたします。 一方、市販の集積回路は、インターネットなどでデータシートが公開されており、使い方についての書籍も多く出版されており、プログラムについてもソースコードが公開されているものが多くあり、これらについては、貿易外省令第9条2項の許可を要しない役務取引等に該当するののかの明確化をお願いいたします。	今回のパブコメ原案の条文により、許可を受けなければならない場合、許可が不要になる場合については明らかと考えており、補足資料6ページに「当該貨物に係る設計、製造又は使用に係る『技術』も対象。」と明示しておりますが、審査で混乱が生じる恐れがあるとの御意見に対しては、ホームページ等により制度の周知を図って参ります。
〔意見〕 需要者要件である「需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った」に当たるケースの例示 ・意見内容 需要者要件である「需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った」が非常に広範囲であるため、当たるケースの例示が必要と考えます。 ・理由 一般国向けは、特定品目（輸出令16の項(1)）について需要者要件が追加されるが、その要件は「需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った」となっており、これは、非常に広範囲なものになると考えられます。そのため、審査を行う際、判定が困難になることが生じるのではないかと危惧しております。例えば、次のようなケースがあった場合に、需要者要件に当たるのかどうか、例示をお願い致します。 ・大学の体育系学部又は大学公認の部活動の射撃部で、スポーツ用銃を使用して競技スポーツとしての射撃を行った場合の大学又はその個人。 ・詳細は不明ながら軍事訓練や軍事理論の講義がある大学、又はそれらを履修した個人。	一概にお答えすることは難しいため、需要者要件該当性に疑義のある場合には、個別に相談いただきたいと考えております。 一般化できる事例については、今後、Q＆A等により周知してまいります。

御意見の概要	御意見に対する考え方
・徴兵のある国で、徴兵されたことがある個人。 ・あらゆる組織・個人に対して情報活動への協力を強制する法令が施行されている国の大学で、民生用のドローンの開発を行った大学又は個人。	
[意見] 輸出令別表第一の16項(1)に関する規制例外を設けることについて ・意見内容 輸出令別表第一の16項(1)の品目について、本人が自己使用するためのもので、相手先に対して貨物を引き渡すことを意図せず使用後に日本に持ち帰ることを前提とするものについては、輸出令第4条第1項第2号へで規定する「無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物」の一つに含め、無償告示の二において「一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物（（1）に掲げる貨物に係る部分に限る。）であって、貨物等省令第14条の2第一号から第六号までのいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの」を追加すべきである。 ・理由 輸出令別表第一の16項に新設する(1)の品目には、「集積回路」や「検査用の機器」のように、仕様・性能を定めずにHSコードだけで定義した場合、かなり幅広いものが含まれると想定される。 例えば大学・研究機関においては、教員・研究者が外国大学等と共同で学術研究目的の実験を行う際など外国での研究活動の実施にあたって日本からオシロスコープやマルチメーター等の装置機器を持参することがある。それらの装置機器はHSコード上「集積回路」や「検査用の機器」などに当てはまると考えられるが、その多くは高性能品とはいえず、また、基本的には日本に持ち帰る前提である。 このような装置機器は、2024年4月24日の安全保障貿易管理小委員会中間報告で通常兵器補完的輸出規制の見直しにおいて絞り込むべき対象品目として挙げられた「安全保障上懸念が高い品目（例えば、精密誘導兵器関連の技術、軍事指揮系統の高度化に資する技術、ゲームチェンジャーとなる技術。）」に当てはまるとは考え難く、新たに通常兵器キャッチオール規制の客観要件の確認対象とすることは規制見直しの趣旨を超えて不合理に負担を増加させる懸念がある。過剰な規制となつて国際的な学術研究活動を委縮させることのないよう考慮を求めたい。	本人が自己使用するためのもので、相手先に対して貨物を引き渡すことを意図せず使用後に日本に持ち帰ることを前提とする16の項（1）の品目を輸出する場合、基本的には客観要件に該当しないものと考えますので、原案が適当と考えます。
[意見] 外国為替令 第十七条第2項 及び、輸出貿易管理令 第一条第3項の新設、また、それに付随する別表第1（第一条、第四条関係）及び、経済産業省令等について、16項品を分割し管理する改正に関する意見 ・意見内容 大量破壊兵器に使用される懸念物資が、別表第3の地域を経由して別表第3地域以外の国に迂回輸出されることを防止したい意図は理解しますが、大量にある16項品から対象品のみを抽出し管理するには施行までの期間があまりにも短くとても厳格に管理できるとは思えません。6月の施行を取りやめて頂くか、もう少し準備期間を長くにとって頂くかをご検討頂きたい。 また、経済産業省令で規制対象品を関税率表の項番（HSコード）で表記していますが、安全保障輸出管理の観点から別表項番における表記にして頂きたい。 同じく、「補完的輸出規制の見直しについて.pdf」の6ページに「※輸出令の16項(1)として貨物を掲げ、省令でHSコードを規定。」と記載されていますが、HSコードではなく貨物等省令番号や別表項番による指定が、更に遵法性を高めることに繋がると考えます。” ・理由 今回の改正案では、社内審査の運用方法の変更やシステム改修、16項品の再審査など、当社だけでなく産業界全体に大きな負担となると考えます。 本改正案に基づくシステムの改修には、少なくとも一年程度の期間が必要であり、施行予定の6月では十分な準備期間を確保することが困難です。これにより、運用開始時に混乱が生じる懸念があります。 省令で関税率表の項番（HSコード）を用いて規定する場合、安全保障輸出管理を担う部署でのHSコード管理は少なく思われ、貿易業務を担う部署にて使用管理体制を敷く企業が多いと考えられます。 そのため、該非判定管理システム・ツール上でのHSコード管理の実現性や、施行日までの管理体制構築は厳しいと思われま	いただきました御意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、施行は公布から「6月後」（6月ではございません。）を予定しております。

御意見の概要	御意見に対する考え方
[該当箇所] 輸出貿易管理令別表第一 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令 第十四条の二 六 関税率表第九〇二七・五〇号 [意見内容] NDIR原理（非分散形赤外線吸収方式）を用いたガス分析装置は、HSコード『9027.10（ガス又は煙の分析機器）』に分類されます。測定原理として赤外線を使用していますが、HS分類では9027.50に分類されません。 この場合、HS分類に従って、当該ガス分析装置は16項（2）でよろしいでしょうか。 [理由] －	貨物等省令第16条の2各号に規定するHSコードに当たらない品目は16の項（2）となります。
1. 補完的輸出規制関連全般について 【意見】 今回の通常兵器キャッチオール規制の改正は、安全保障情勢の変化を踏まえて、武器禁輸国向け以外であっても客観要件を適用するという輸出管理上の必要性和、産業界との対話を通じて、輸出者がこれに対応する上での手続き負担の軽減とを両立させるために、規制範囲を明確化した上で許可を要する局面を最小限にする制度設計となっているものと受け止めています。今後、施行段階では、調整が必要な局面も出てくるかもしれませんが、密な意見交換を通じて適切な運用となるよう、よろしくお願いします。 また、中小企業、アカデミアも含めて、各種のアウトリーチを通じて、理解が促進されるようお願いします。 【意見】 これまで、武器禁輸国以外の一般国向けであっても、自主管理の観点からご当局が懸念を有してインフォームがあり得る場合を探るために、ご当局にご相談に行き様々調査を行う例もある一方で、特段懸念を探ることなく輸出する企業もありました。 今回の改正での客観要件追加の議論を通じて、ご当局が懸念性が高いと捉え、輸出者の如何を問わず、許可対象とする上での判断材料とすべき品目、ユーザーが明示されたことから、企業間の公平性も担保され、自主管理上の負担も軽減されることになったと受け止めています。	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
2. 輸出令第1条第3項の新設及び第4条第2項第三号について 【意見】 今後の「中期的課題等」の検討において、キャッチオール規制の規定ぶりをわかりやすいものにするようお願いします。 【理由】 新設された輸出令第1条3項と第4条2項三号については、以下のようなものと理解しています。すなわち、 ・外為法第48条2項は、主として迂回輸出防止を目的とする規定であるが、政令が定められていなかったため、適用対象はなかった。 ・今回の改正で、グループA国経由の迂回輸出防止を目的として政令を定めることとなった。適用対象とするのは、キャッチオール規制の対象品目である輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物を輸出する場合に、インフォームがなされる場合となる。 ・法技術的には、従来のキャッチオール規制の規定パターンと同様に、輸出令第1条3項により、別表第1の16の項に掲げる貨物をグループA国を仕向地として輸出する場合全体を許可対象とした上で、その適用はインフォームがなされる場合に限られることを規定するために、第4条2項三号を設けることになった。 このような趣旨であることは理解できますが、外為法体系でわかりにくいと言われる項目の一つがキャッチオール規制の規定ぶりです。中小企業含めて法令遵守を徹底する上でも、制度の規定ぶりのわかりやすさは重要です。今後、産構審小委提言での「中期的課題等」について検討される場合に、その規定ぶりをわかりやすくする等の検討もお願いします	原案の条文により、許可を受けなければならない場合については明らかと考えますが、条文が複雑で理解しがたいとの御意見に対しては、ホームページ等により制度の周知を図って参ります。

御意見の概要	御意見に対する考え方
4. 通常兵器について① 【意見】 通常兵器（武器）の具体的内容、範囲が明確になるよう、国際レジームのワッセナーアレンジメント（WA）が定めている武器リスト（ML）に準じたものとするか、ML を追加する形でそれらの品目が含まれることを明確にすることについて、ご検討をお願いします。 【理由】 通常兵器のキャッチオール規制は、（貨物については）輸出令別表第 1 の 1 の項の貨物（武器）の開発、製造、使用のために用いられるものとされていますが、同項の品目規定が漠然としているため、同規制の対象となるのかが的確に判断することが難しいという課題があります。 国際レジームの WA/ML では「武器」の内容、範囲を明確に示されていますが、そこに掲載された品目が 1 の項では明示されておらず、どの項目の範疇に入るのかも明確ではありません。一例を挙げると次の通りです。 ① 軍の近代化に大いに資する C3I や C4I については、WA/ML では、明確に ML21.b.にてソフトウェアとして規定されています。（貨物としては ML11.の電子機器と思われます）。 一方、外為令別表では、1 の項の技術を「輸出令別表第 1 の1 の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」としていますが、1 の項に貨物の明示がない(例えば C4I システム等)ため、C3I や C4I がどの品目でカバーされているのか分からず、規制されていないとの誤解を生じる可能性があります。 ② 同様に、地上用レーダーも該当する品目が見当たりません。 ③ 自機防御装置も 1 の項には明示がありませんが、WA/ML では、ML4.c.で明確に規定した上で、民間航空機に搭載している状態及び具体的な機能、性能をもって除外しています。 （なお、軍用航空機搭載型電子妨害装置は ECM を指しているものと思われます）。 WA/ML については、我が国においても既に、北朝鮮制裁に係る貨物検査法に基づく政令に委任された告示（※）において、WA/ML が「武器」の内容を示す国際標準であるとの国会答弁の下に、規定されています（最初は閣議決定を要する政令で規定され、後に迅速履行の必要性から告示に委任されたという経緯があります）。 同告示の内容を、そのまま輸出令別表第 1 の1 の項に代替させるか、それが諸般の事情で難しいのであれば、追加する形にすることは可能ではないかを思われます（例えば、（18）に WA/ML を反映した上記政令（で委任された告示）で定める「武器」部分を規定し、「（1）から（17）に該当するものを除く）」とすること等により、既存規定の維持と「武器」の具体的内容の明確化を両立させる方法はあるのではないかと思います。）。 ※ 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表 1 の項及び 2 の項の規定に基づき物資を告示する件	輸出令別表第一の規定により、許可を受けなければならない場合については明らかと考えますが、的確に判断することが難しいという御意見は今後の参考にさせていただきます。
5. 通常兵器について② 【意見】 輸出令別 1 の 1 の項の品目は、武器品目であり、武器専用品を意味するとの本来の考え方に立った運用を行っていただき、混乱を招くことがないようお願いします。 【理由】 1 の項の各品目の該非の運用に関して、ご当局の一部で、時として、本来の武器品目の考え方（軍用として特に設計された武器専用品）に反して、「軍が使用するもの」と捉えたご指導がなされて困惑するという声が聞かれます。	いただきました御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
しかし、１の項は武器専用品であり、２の項以下が、１の項の開発、製造、使用に使われる恐れがある汎用品を規定したものだということとは明らかですし、経産省 QA においても明確にされています（「当該貨物の形状、属性等から客観的に武器専用品と判断できるもの」）。 https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda01.html#:~:text=%E3%80%90%E5%AE%9A%E7%BE%A9%E3%80%91-%E2%96%BC%EF%BC%92%EF%BC%8D%EF%BC%91%3A%E8%B3%AA%E5%95%8F%C2%A0%202014/4/1,-%E3%80%8C%E9%98%B2%E8%A1%9B%E8%A3%85%E5%82%99%E3%80%8D%E3%81%A8 また、例えば、「軍用航空機、軍用無人航空機及び軍用航空機用原動機の解釈について」（輸入注意事項 57 第 4 号(57.3.15) 最終改正：令和 3 年 12 月 22 日付け・輸入注意事項 2021第 22 号）などにおいても、「軍用」とは「軍用に特に設計したもの」との解釈が上記 QA と同様に示されています。 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yunyu/57_4tsutatsu_gunyokouku_ki_kaishaku.pdf なお、具体的品目が示されないままに、「軍用に特に設計したもの」に該当するのか、他の民生用途があるのかといった判断は難しい面もあることから、判断の上での誤解や負担が生じないよう、前掲のように、WA/ML の準用又は追加が適切と思われます。	
6. 16 の項(1)の品目を他の貨物に組み込んだ時の考え方 【意見】 輸出貿易管理令別表第1 の 16 の項（１）の品目（HSコードで指定された品目）を他の貨物に組み込んだ場合は、「輸出統計品目表の解釈に関する通則（https://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/data/tuusoku.pdf）」に従って、他の貨物全体全体としての HS コードを設定することになります。 今回の 16 の項（１）やロシア制裁等、HS コードで規制される昨今、HS コードへの正しい理解がますます重要になると認識しております。 「輸出統計品目表の解釈に関する通則」の考え方は税関 HP に掲載されていますが、経済産業省と財務省と連携して、啓蒙活動を進めて下さいますようお願いします。	いただきました御意見は、今後の参考にさせていただきます。
7. 輸出令別 1 の 1 6 の項（１）① 【意見】 ・ 16 項(1)の判定が必須と誤解してしまう ・ 該非判定において 16 項(1)と(2)の峻別が不要であることを明確化して欲しい ・ 該非判定書に 16 項(1)、(2)の区別が不要であることを明確化して欲しい 以上に関して、混乱を招かないためにも、Q&A 等で明確化をお願いします。 8. 輸出令別 1 の 1 6 の項（１）② 【意見】 輸出貿易管理令別表第 1 の16 の項（１）の内容と実際に規制する品目（貨物等省令第 14条の 2 の内容）にずれが生じています。16 の項（１）に品目名を記載するのであれば、貨物等省令第 14 条の 2 に記載の HS コードの品目名と整合性が取れる記載に修正をお願いします。	1 6 の項（１）に該当する貨物であるか否かについては、輸出者として、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるか（客観要件）を自ら判断する際に検討が必要となるものであり、1 6 の項（１）に当たる事のみをもって直ちに輸出許可申請すべきとするものではないことから、該非判定を要するものではありません。 具体的には、国連武器禁輸国・地域に輸出する場合は1 6 の項（１），（２）のいずれについても客観要件に該当すれば許可申請が必要です。 その他のグループ A 以外の地域向けに輸出する場合は、1 6 の項（１）に当たる場合には客観要件に該当するか又はインフォームを受けない限り、1 6 の項（２）に当たる場合には、インフォームを受けない限り、許可申請は必要ありません。今回の制度内容等については、こうした点を含めホームページ等を利用し、周知して参ります。 リスト規制においても、輸出令別表第一で規定される品目を貨物等省令でスペック等につき詳細を定めており、構造的な問題はないものと考えておりますが、いただきました御意見については、今後の参考にさせていただきます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
品目を記載することが難しいのであれば、このような不整合を防ぐため、16 の項（1）も貨物等省令第 14 条の 2 と同じく HS コードを記すのは如何でしょうか？ 16 の項（2）も HS コードで記載されているため、記載方法の統一の観点からもその方が望ましいと考えます。 しかし、HS コードのみの記載では分かり難いということで、今回、品目名を記載したのであれば、正確な記載をお願いします。 【理由】 別表第 1 の16 項(1)への記載は、HS コードの紙 4 桁の品目に対する輸出統計品品目番号表の品名がそのまま記載されています。実際の規制品目は貨物等省令で詳細な HS コード（品目によっては HS コード上 6 桁での規制）が記載されているため、実際に記載されていない品目も別表第 1 の16 項(1)上で規制品目として記載されており、適切な理解の妨げとなっています。例えば、16 項(1)の11「マイクローム」という個別の貨物名が掲載されています、マイクロームの HS コードは 9027.90 であるため 16 項(1)の規制品目ではありません。	
9. HSコードについて① 【意見】 通常兵器 CA 規制について、16 項（1）該当貨物は HS コードで指定されていますが、HSコードの 6 桁レベルの見直しは、世界税関機構（WCO）が定めたスケジュールに基づきほぼ5 年ごとに行われています。 対象となる品目の HS コードの変更がある場合には通常兵器 CA 規制自体も同期して変更となるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
10. HSコードについて② 【意見】 輸出令の 16 項（1）として貨物を掲げ、省令で HS コードが規定されている（ロシア制裁以降、HS コードで規定される品目が増えていると認識しています）。 輸入の HS コードは、税関による「事前教示制度」があり書面での回答を得ることができますが、他方、輸出の HS コードは、税関による書面回答制度は現状なく、口頭（電話や税関の窓口での照会）又は E メールで照会を行うだけに留まっています。 HS コードで規定される品目が増えている現状において、経済産業省からも税関に対し、書面回答を前提とした「事前教示制度」を新設するための働きかけをお願いします。	いただきました御意見については、今後の参考にさせていただきます。
11. 外国ユーザーリストについて① 【意見】 通常兵器版の外国ユーザーリストが導入されることになったことは、明確性、予見可能性の面で優れており、中小企業等も含めて、注意が必要なユーザーがわかるため、適切な措置と受け止めています。 外交的配慮は必要ということは理解しますが、上記の観点からは、ご当局が懸念を有する者はできるだけ掲載していただけるようお願いします。それによって、我が国の輸出管理の底上げにつながるものと思います。 【意見】 現行の外国ユーザーリストは、外国当局等との情報交換等を通じて掲載していると理解していますが、西側諸国では、米国の Entity List などのように、禁輸リスト、懸念者リストが様々あります。掲載理由にはさまざまあると思われますが、外国当局との情報交換を通じて、それらのうち、我が国にとっても懸念があり注意管理が必要と考えられるユーザー等については掲載していただくようお願いします。 我が国としての輸出管理であるため、極力「自前」のリストで運用されることが望ましいと思われます。	いただきました御意見については、今後の参考にさせていただきます。
12. 外国ユーザーリストについて② 【意見】 誓約書に違反した輸入者、ユーザーで、悪質と思われる者については、外国ユーザーリストに積極的に掲載することは、他の輸出者が迂回輸出等に巻き込まれることの防止につながるため、ご検討をお願いします。	いただきました御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
1 3. 懸念需要者（外国ユーザーリスト以外）の情報提供について 【意見】 今後「外国ユーザーリストに掲載されていない懸念需要者の情報提供のあり方」をご検討をお願いします。	いただきました御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
1 4. 税関への申告について 【意見】 輸出令別 1 の1 項から 15 項 該当貨物については税関への輸出申告時に該当項番（NACCSコード）を申告する必要がありますが、16 項（1）に該当する貨物について税関への輸出申告の際に特段の対応は必要ないという理解でよろしいでしょうか？	今後、施行までの間にQ & A等により明確化させていただきます。
1 5. 「入手した文書」の範囲 【意見】 告示の第一号中の「その他の輸出者が入手した文書等」第三号の「三 前二号に掲げるもののほか、その貨物の輸出に際して、輸出者がその内容を確認した文書等」というものがあり、従来通りとなっています。 これは、当該輸出者の取引実態や商習慣の範囲で入手することが通例であるような文書であり、有償の様々な企業データベース等で入手した文書やデータは含まれないことをQA 等で明らかにしていただくようお願いします。 【理由】 キャッチオール規制では、品目、用途、需要者を限定し、更に明らかガイドラインを適用することによって、許可申請を要する場合を極力限定するとの考え方に立って、設計されています。用途要件、需要者要件にしても、契約書や取引相手側か連絡を受けた場合などに限定されています。今回の制度改正の際に示されたフロー図においても、その考え方が前面に出ています。 こういう考え方で制度設計されている中では、「その他の輸出者が入手した文書等」も、当該輸出者の取引実態や商習慣の範囲で入手することが通例であるような文書と捉えることが適当と思われます。 また、もし、有償の様々な企業データベース等で入手した文書やデータまで含まれることとなれば、自主管理をしっかりとやればやるほど許可申請義務が生じてしまい、不測の法的責任追及を受けるということになるのであれば、むしろ何も調べないようにしたほうがいいという方向にインセンティブが働いてしまいます。 また、産構審小委報告書でも、随所に「企業間の公平性」担保の必要性が指摘されています。その観点からも、様々な有償データベースで調べるほどマイナスとなってしまうことは公平性を損ねることになりかねません。 このような事態は、ご当局としても意図するものではないと思いますし、自主管理の充実を安心して行うためインセンティブとするためにも、上記意見のように明らかにしていただくことを強く要望するものです。 なお、上記のように、規定の適用が不透明、不安定となる懸念を排除するために、今後、「中期的課題等」の検討の際に、その一環として「その他の輸出者が入手した文書等」「輸出者がその内容を確認した文書等」といった規定の存続の必要性についてもご検討をお願いします。	補完規制通達では、従前より、「輸出者等は、…入手した文書その他の情報のうち自らにとって都合の悪いものに対し目隠しをしないこと」と規定しております。輸出管理当局としても、輸出者の自主管理の充実を図るため、アウトリーチ活動や立入検査の重点化等を通じて、企業等間の公平性が担保できるよう責任ある自主管理の徹底を推奨してまいります。 フロー図はあくまで判断の仕方の一例を簡易的に示したものにすぎません。実際の判断に当たっては政省令等をご確認ください。 なお、いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
1 6. 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000287289 のP.28 【意見】 「おそれがある省令」という記述は 正しくは「おそれがある場合を定める省令」ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
1 7. 明らかガイドラインについて① 【意見】 明らかガイドラインの項目②と⑦の内容では、合理的理由にならない場合が多く起こると考えられ、制度の主旨から離れた判断につながる可能性が高いと思います。 例えば、スタートアップ企業等、起業して間もない会社であれば「当該貨物等に関する事業経験がほとんどない」にあたってしまうでしょうし、運送貨物運送会社が輸送用の機器を購入することもありうると思います。	明らかガイドラインは需要者要件に該当することを前提に、当該取引においては通常兵器の開発等以外に用いられることが明らかであるかを判断するにあたり確認するものです。米国E A RのR e d F l a g sにも同様の規定があることから、制度の趣旨に照らして適切なものと考えておりますが、いただきました御意見については、参考にさせていただきます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
また、企業間の一般的な取引において製品機密をまもるために「原材料の組み合わせに関する情報を提供したがない」ことはおうおうにしてあります。 ②と⑦の書きぶりについて、制度の主旨に照らし適切なものに改正していただきたいと思います。	
1 8．明らかガイドラインについて② 【意見】 ⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれにも該当しないこと。 イ ～が一致しないこと。 ロ ～が払拭されない事項がないこと。 「イ～ 一致しないことに該当しないこと」「払拭されない事項がないことに該当しないこと」と二重否定になっているため、分かり難いです。	ご指摘を踏まえ修正いたしました。
1 9．補足資料における通常兵器キャッチおる規制の審査ステップについて① 【意見】 経産省説明資料「補完的輸出規制の見直しについて」の P.4 の表で おそれ貨物 34 品目は「『一』※16 項(1)品目と重複排除」となっていますが、 「『〇』※16 項(1)品目と重複排除」ではないでしょうか？ 16 項(1)の品目と通常兵器おそれ貨物との関係性が不明確のように思われます。 おそれ貨物で規定されていて、16 項(1)に該当しない貨物は一般国における通常兵器転用はないということでしょうか？	補完規制通達において、おそれの強い貨物例は武器禁輸国向けの取引について特に慎重審査を求めるものであるため、御指摘のとおり資料を修正します。
2 0．補足資料における通常兵器キャッチオール規制の審査ステップについて② 【意見】 現在、経産省HP に掲載されている「補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf 」には、「上記フローは、一つの参考例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである」と記載されています。 同じようにパプコメの補足説明資料「補完的輸出規制の見直しについて」P.5 の「通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手続フロー（一般国向けの場合のイメージ）」も「一つの参考例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである」という理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。 手続フローはあくまで判断の仕方の一例を簡易的に示したものにすぎません。確認の手順は輸出者の事情に応じて行っていただいて差し支えなく、用途、需要者の確認から行っていただいても問題ございません。
包括許可取扱要領 1．補完的輸出規制の見直しにおける「特別一般包括許可」の対象地域の追加について 【意見】 正規軍向け取引の場合における対象地域において、防衛装備移転協定を締結した以下の現状追加案に加え、 スリランカ及びUAE も検討頂きたい。（台湾等、ほかにもシーレーン上は重要と思われる国はありますが） （現状追加案：インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア） 【理由】 スリランカはインド太平洋シーレーン上の要衝に位置する重要国であり、近年防衛省を主に同国との防衛協力・交流を強化しており、意見提出者（以下当社という。）の同国代理店を経由した同国正規軍関連取引も堅調な増加基調にある。同じく当社と正規軍関係の取引があります。インド、インドネシアとも隣国である同国も加えることは、当社及び同国側（代理店、需要者（軍））の手続き合理化に大幅に貢献することが期待され、ひいてはインド洋シーレーンの安全保障強化という国益にも寄与します。 UAE については、令和 6 年 1 月に日・アラブ首長国連邦（UAE）防衛装備品・技術移転協定が発効しており、インド等同様、追加すべきと考えます。 資料①令和 6 年度防衛白書記事抜粋 （ https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2024/pdf/R06zenpen.pdf ）のP.391 資料②防衛省 HP 記事抜粋（ https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2021/20210706_lka-j.html ）資料③ 外務省 HP（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00188.html ）	いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
2．輸出令別表第 1 の 1 6 の項（1）の特別一般包括許可について 【意見】 防衛装備関連の許可にあたって、付随的に取引されるキャッチオール品目の取り扱いについて、実務に配慮した包括許可範囲の設定をいただき、詳細な目配せに感謝いたします。 特別一般包括許可の範囲に関して、「同一の契約」とありますが、提出書類通達にも記載のとおり、必ずしも契約書に依ら	ご指摘を踏まえ修正いたしました。

御意見の概要	御意見に対する考え方
ず注文書等に基づく取引、それに基づく許可もございますので、「契約書等」としていただくか、そのような許可の場合はこれを排除するものではないことをQ&A等で解説をお願いします。	
【意見3】《提出書類通達》Iについて 【意見】 ・ I（許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項）は、大量破壊兵器（現行）以外に 通常兵器への利用可能性確認も含めた方がよいのではないのでしょうか？ ※ Iの関連条文（今回は改正対象外）抜粋 1 から 1 5 までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為にあつては、<u>その用途が核兵器</u>（核爆発活動、国際原子力機関との間の協定に基づく保障措置が適用されない核燃料サイクル活動及び重水製造を含む）、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の設計、製造、使用又は貯蔵（以下「大量破壊兵器の開発等」という。）<u>でないことを確認するよう努めてください。</u> ・ また確認の結果、補完的規制でいう客観要件にも該当（リスト規制とダブルで）した場合の取扱いにも言及しては如何でしょうか？ 【理由】 ・ 今回の改正で、「一般国」向けの通常兵器キャッチオール規制に客観要件が盛り込まれました。輸出者はリスト規制品の場合も、通常兵器客観要件のチェックが求められるものと思いますからそれを明文化してはどうかというのが最初の提案です。 ・ チェックの結果、客観要件該当となった場合ですが、懸念対象が通常兵器だけにケースも多く、かつ深刻性は大量破壊兵器よりも小さいことから、「一律に申請不可」は行き過ぎかと思われます。そうした場合に、どのような方法で申請させるのかの情報も、通達で示していただけないだろうかというのが2番目の提案です。	補完規制通達に対応する提出書類通達上の調査事項につきましては、補完規制通達も参照ください。 いただきました御意見を踏まえ、Q & A等で調査事項の明確化をします。